

## 管理栄養士の教育のあり方委員会に関する細則

第1条 定款第5条（4）に基づき、栄養実践活動の担い手である管理栄養士の教育のあり方を検討するために、本学会に管理栄養士の教育のあり方委員会を常置する。この委員会に関する事項は本細則に定める。

第2条 委員会の定数は7人とし、委員のうち1人を委員長とする。

2 委員長は、理事長がこれを務める。

3 委員は、次の各号に掲げる者を、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。

（1）正会員 5人

（2）一般社団法人日本栄養学教育学会の推薦を受けた者 1人

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員会の事務は学会事務局で行う。

第3条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は平成27年（2015年）8月29日の理事会の議を経て、平成27年（2015年）11月1日から施行する。